

**記載例4：化審法様式添付により複数物質をまとめて申請する場合**  
 (以下は継続申請<製造>の例)

印 捨印を押印してください。

様式第4号の4(第34条の5、第34条の8、第34条の10関係)(表面)  
 確認申請書

事業の種類	事業場の名称	労働者数			
		男	女	計	
化学工業	〇〇化学工業株式会社 △△工場		210	40	250
		新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数	10	0	10
所在地	電話 ( )	輸入の場合は、所在地を記載してください。			
新規化学物質の名称	クロロエタン 他2物質	名称は和名で記載してください。			
新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製法の概略)					
新規化学物質の物理化学的性状	外 観	分 子 量	融 点	沸 点	そ の 他
			℃	℃	
確認を受けようとする期間	1 年 目	平成25年11月1日から平成26年10月31日まで			
	2 年 目	平成26年11月1日から平成27年10月31日まで			
製造量又は輸入量	1年目 70kg 、2年目 50kg				
新規化学物質の用途					
新規化学物質を輸入しようとする場合にあつては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名	新規申請の場合には、前回の確認番号は記載不要です。				輸入元国名の記載は不要です。
参 考 事 項	平成23年厚生労働省発基安〇〇〇第××号、整理番号〇〇〇により確認のもの(他の2物質の情報は別紙のとおり) 化審法少量新規化学物質確認申出書(写)を添付				

労働安全衛生規則第34条の10の規定に基づき、上記のとおり申請します。

平成 25年 月 日

〇〇化学工業株式会社

代表取締役社長 ×××× (印)

厚生労働大臣 殿

※確認期間について  
 ○新規申請の場合、2年目は4月1日から翌年年3月31日までとすることも可能です。  
 ○継続申請の場合、前回の確認期間に関係なく、1年目、2年目とも4月1日から翌年3月31日までとすることも可能です。

※複数物質をまとめて申請する場合、「新規申請の物質」と「継続申請の物質」は書類を分けて作成してください。(ただし、確認調査票は例外)

様式第4号の4(第34条の5、第34条の8、第34条の10関係)(裏面)

備考

- 1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類によつて記入すること。
- 2 「新規化学物質の名称」の欄は、新規化学物質の名称を国際純正及び応用化学連合が制定した命名法(IUPAC命名法)に準拠して記入すること。
- 3 「新規化学物質の物理化学的性状」の欄中「その他」の欄は、新規化学物質が昇華性、潮解性、揮発性等特徴的な性状を有するときは、その旨を記入すること。
- 4 「確認を受けようとする期間」の欄は、労働安全衛生規則第34条の10の規定に基づく申請の場合に記入するものとし、他の規定に基づく申請の場合には記入を要しないものであること。  
なお、1年間の製造量又は輸入量について確認を受けようとする場合には「1年目」の欄に、連続する2年間の製造量又は輸入量について確認を受けようとする場合には「1年目」及び「2年目」の欄に、それぞれ確認を受けようとする期間を記入すること。
- 5 「製造量又は輸入量」の欄は、労働安全衛生規則第34条の5及び第34条の8の規定に基づく申請の場合には、当該新規化学物質の製造又は輸入開始後3年間における毎年の製造予定量又は輸入予定量(当該新規化学物質を製造し、及び輸入しようとする場合にあっては、これらを合計した量)を記入すること。また、同規則第34条の10の規定に基づく申請の場合には、当該確認を受けようとする期間における予定量を記入すること(連続する2年間の製造量又は輸入量について確認を受けようとする場合にあっては、1年目及び2年目における予定量をそれぞれ記入すること。)
- 6 新規化学物質が製造中間体である場合には、「新規化学物質の用途」の欄にその旨を記入し、かつ、同欄に最終製品の名称及び用途を記入すること。
- 7 労働安全衛生規則第34条の8の規定に基づく申請の場合で、特許出願等の理由により、新規化学物質の名称の公表について要望があるときは、「参考事項」の欄にその旨を記入すること。  
なお、新規化学物質について特許出願がなされている場合で、当該特許出願に係る拒絶をすべき旨の査定、出願公開又は特許法第66条第3項の規定による特許公報への掲載がなされたときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出ること。
- 8 労働安全衛生規則第34条の10の規定に基づく確認を受けたことがある新規化学物質について、当該確認の有効期間満了後引き続き当該新規化学物質について同条の規定に基づく確認を受けるため、同条の規定に基づく申請を行う場合には、「新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製法の概略)」の欄は、当該新規化学物質の化学式のみを記入すれば足りること。  
また、この場合、「新規化学物質の物理化学的性状」の欄は、記入を要しないものとし、「参考事項」の欄に、同条の規定に基づく前回の確認を受けたときに通知された確認通知書の番号を記入すること。
- 9 一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、一の新規化学物質についてのみこの様式に記入することとし、他の新規化学物質については、別紙に「新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数」、「新規化学物質の名称」、「新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製法の概略)」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「確認を受けようとする期間」、「製造量又は輸入量」、「新規化学物質の用途」、「新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」及び「参考事項」を記載して添付すれば足りること。  
なお、8の場合であつて、一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、別紙に記載すべき項目のうち、「新規化学物質の物理化学的性状」は記載を要しないこと。
- 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 11 新規化学物質省令第4条の規定に基づき、新規化学物質省令第9の申出書を提出した場合であつて、当該申出書の写しを添付したときには、「所在地」、「新規化学物質の構造式又は示性式(いずれも不明の場合は、その製法の概略)」、「新規化学物質の物理化学的性状」、「新規化学物質の用途」及び「新規化学物質を輸入しようとする場合にあっては、当該新規化学物質が製造される国名又は地域名」の欄の記入を要しないこと。  
ただし、輸入の場合については、「所在地」の欄の記入を要すること。
- 12 11の方法による申請を行う場合であつて、一の事業場に関し二以上の新規化学物質について申請を行うときには、一の新規化学物質についてのみこの様式に記入することとし、他の新規化学物質については、別紙に「新規化学物質を製造し、又は取り扱う労働者数」、「新規化学物質の名称」、「確認を受けようとする期間」、「製造量又は輸入量」及び「参考事項」を記載して添付すれば足りること。

※「確認申請書別紙」の後に化審法の少量新規化学物質確認申出書（写）を添付してください。（例の場合は3物質分を添付）

なお、化審法申出を電子申請により行った場合、電子データを印刷したもの（代表者印は不要）を添付してください。

この別紙には、確認申請書本体に記載された事業場で製造・輸入される物質について記入ください。

# 確認申請書 別紙

【注1】：通常申請（継続）の場合には分子式で可

【注2】：通常申請（継続）の場合には省略可

【注3】：化審法様式添付申請（新規・継続）の場合には省略可

	新規化学物質の名称	新規化学物質の構造式又は示性式 【注1】【注3】	新規化学物質の物理化学的性状 ①外観 ②分子量 ③融点(℃) ④沸点(℃) ⑤その他 【注2】【注3】	確認を受けようとする期間	輸入元国(輸入の場合) 【注3】	製造量又は輸入量(kg)	新規化学物質の用途 【注3】	前回の確認(継続申請の場合に記入)		取扱い労働者数		
								確認番号	確認期間	男	女	合計
2	×××		① ② ③ ④ ⑤	H25. 11. 1~H26. 10. 31 H26. 11. 1~H27. 10. 31		40 30	平成 23 年厚生労働省発基安○○○第××号、整理番号○○○	H23. 11. 1~H24. 10. 31 H24. 11. 1~H25. 10. 31	10	0	10	
3	△△△		① ② ③ ④ ⑤	H25. 11. 1~H26. 10. 31 H26. 11. 1~H27. 10. 31		100 100	平成 23 年厚生労働省発基安○○○第××号、整理番号○○○	H23. 11. 1~H24. 10. 31 H24. 11. 1~H25. 10. 31	10	0	10	
	以下余白											

製造・輸入の別は不要です。

前回の製造・輸入量は不要です。

「発基安」と「第」の間に4文字程度、「第」と「号」の間に2文字程度のスペースを空けてください。

厚生労働省発基安 第 号  
平成 年 月 日

〇〇化学工業株式会社  
代表取締役社長 ×××× 殿

製造、輸入の片方を削る必要はなく、  
様式のままとしてください。

厚生労働大臣

日付は年号のみ記入して  
ください。

製造 確認通知書  
少量新規化学物質 輸入

平成 25 年 月 日付で申請のあった下記事項については、労働安全衛生法施行令  
(昭和 47 年政令第 318 号) 第 18 条の 4 に規定する確認をしたので通知する。

「5 整理番号」の欄以外は漏れのない  
よう記入してください。

記

- 1 新規化学物質の名称 クロロエタン 他 2 物質
- 2 確認期間 1 年目 平成 25 年 11 月 1 日 から 平成 26 年 10 月 31 日まで  
2 年目 平成 26 年 11 月 1 日 から 平成 27 年 10 月 31 日まで  
(他の 2 物質については別紙のとおり)
- 3 製造量又は輸入量 1 年目 70 k g  
2 年目 50 k g  
(他の 2 物質については別紙のとおり)
- 4 製造又は輸入を行う事業場の名称 〇〇化学工業株式会社 △△工場
- 5 整理番号

## 確認通知書 別紙

	新規化学物質の名称	確認期間	製造量または輸入量 (k g)
2	×××	H25. 11. 1～H26. 10. 31	40
		H26. 11. 1～H27. 10. 31	30
3	△△△	H25. 11. 1～H26. 10. 31	100
		H26. 11. 1～H27. 10. 31	100
	以下余白		

日付は年号のみ  
記入ください。

# 少量新規化学物質確認調査票

申請事業者名 〇〇化学工業 (株) 申請日 平成 25 年 月 日

今回申請件数 計 3 物質 担当者 所属 ××××

(新規 0 ) 氏名 △△△△

(継続 3 ) 連絡先 (03) 1234-5678

事業場の名称	新規化学物質の名称	確認期間	量 (kg)	用途	新規・継続の別		化審法様式 添付の有無	有害性に関する情報及び その調査機関名又は文献名
					新規	継続 (実績 kg)		
〇〇化学工業 (株) △△工場	クロロエタン	H25. 11. 1~H26. 10. 31	80	農薬原料		○ (70)	有	なし
		H26. 11. 1~H27. 10. 31	90			○ (100)		
〇〇化学工業 (株) △△工場	×××	H25. 11. 1~H26. 10. 31	40	染料原料		○ (30)	有	吸入による偏頭痛等 ◇▽research center
		H26. 11. 1~H27. 10. 31	30			○ (30)		
〇〇化学工業 (株) △△工場	△△△	H25. 11. 1~H26. 10. 31	100	染料原料		○ (80)	有	なし
		H26. 11. 1~H27. 10. 31	100			○ (90)		
	以下余白							

種別 (製造・輸入)  
欄は不要です。

#### 記入上の注意事項

- ① 「申請事業者」には、会社名を記入してください。
- ② 申請業務担当者について、所属（部、課まで）、氏名、電話番号（内線まで）を記入してください。  
なお、担当者が申請事業者と異なる会社に所属している場合には、所属にはその会社名も明記してください。
- ③ 「事業場の名称」には、工場名又は支店名まで記入してください。また、この調査票は、事業場ごとに作成してください。
- ④ 「確認期間」が「平成 25 年 11 月 1 日から平成 26 年 10 月 31 日まで」の場合「H25 . 11. 1～H26. 10. 31」のように記入してください。
- ⑤ 「量」は、製造又は輸入の予定量（製造及び輸入の場合は、合計の予定量。以下同じ。）を記入してください（単位「kg」は不要）。
- ⑥ 「用途」について、複数の用途があるものについては、主要なもの1つを記入してください。
- ⑦ 「新規・継続の別」において、新規については「○」を付してください。継続については「○」を付すとともに、前年申請分の製造又は輸入の実績量（申請時点で前年申請分の製造又は輸入が終了していない場合は予定量）を記入してください（単位「kg」は不要）。  
なお、前回の確認期間と今回の確認期間の間に空白期間が生じ、この空白期間が1年未満である場合には、「継続」として申請可能です。
- ⑧ 「化審法様式添付の有無」には、化審法の少量新規化学物質確認申出書の写しを添付する場合に「有」と記入してください。
- ⑨ 「有害性に関する情報及びその調査機関名又は文献名」については、測定され、又は文献等に掲載している毒性データについて、わかっている範囲で記入してください。多くのデータがある場合には、主に、吸入毒性、皮膚、眼刺激性に注目して記入してください。また、測定データの場合は、その測定を行った機関、文献等より引用の場合は、その名称も記入してください。
- ⑩ この調査票には上ヅメで記入し、空欄が残る場合には「以下余白」と記入してください。